

令和 5 年度

歯科医療安全研修会

- 日 時 令和 6 年 2 月 4 日 (日) 10:00 ~ 12:00
- 場 所 岡山県歯科医師会 もも丸ホール及び
Zoom による Web 配信 (ライブ・アーカイブ)
- 主 催 岡山県・岡山県歯科医師会
- 共 催 岡山県歯科技工士会・岡山県歯科衛生士会

日 程

10:00	開 会 挨 拶 岡山県保健福祉部医療推進課 課長 坂本 誠 様 岡山県歯科医師会 会長 西岡 宏樹
10:15	講 演 「歯科治療における安全対策 一歯科医療的側面と法的側面からのアプローチ」 森脇法律事務所所長 森脇 正 先生
12:00	閉 会

- ※ もも丸ホールと Web でのハイブリッド開催
- ※ 会場受講は正会員・準会員・特別会員に限らせていただきます

この研修会は『外来環』及び『歯初診』の施設基準届け出に該当する研修会です
プログラム・日歯生涯研修事業 | Cカードをご持参ください

一般社団法人 岡山県歯科医師会



「歯科治療における安全対策

— 歯科医療的側面と法的側面からのアプローチ —

森脇法律事務所所長・岡山県歯科医師会顧問弁護士

森脇 正 先生

【抄録】

最高裁判所の統計によれば、医療訴訟（以下、歯科医療訴訟を含む。）は近時減少傾向にあります。医療訴訟は平成16年に全国の地方裁判所で1,110件の新件が提訴されました。令和4年の新規提訴数は647件です。訴訟件数の減少は医療者及び患者にとっては歓迎ですが、医療訴訟の前提となる医療事故自体の減少傾向については否定される傾向にあるようです。

医療訴訟は医療機関と患者とのトラブルであり、両者間の信頼関係を根底から揺るがしかねません。医療訴訟は本来回避すべきですが、医師、患者ともに医療は、生命・身体の救済、健康の増進を目的とするという点では共通点が見られても、その方法論では医師、患者の多様な個性が独自性を発揮してトラブルが紛争、訴訟に進展しています。

本研修会では歯科医療訴訟に限定して、そこで争点となる論点についての検討を行います。その結果を臨床の場で実践し、安全対策として医師、患者間でのトラブルの紛争化、訴訟化の防止に役立てたいものです。

歯科医療訴訟で争われる注意義務違反（過失）の論点とされる臨床の場として①抜髄、抜歯 ②根管治療 ③咬合調整、歯列矯正 ④補綴治療 ⑤インプラント等があります。歯科医療領域において上記の過失が問題となりうる医療行為は日常的に行われています。その結果患者に不利益事態が発生した場合、その内容によっては、患者は解決のために訴訟を選択し、歯科医師と熾烈な争いをします。歯科医師は、この熾烈な争いを回避する為に臨床の現場で上記の過失にならない方向で歯科医療を進めざるを得ません。しかし上記の過失問題は法律問題であること、したがってほぼ常識的な歯科医療を実施している限り、これら過失の問題はクリアできます。本研修会では医師と患者間のトラブルの紛争化、訴訟化の防止に向けての方策について報告したいと思います。

講師紹介

【略歴】

- 1975年4月 司法研修所 入所〔29期〕
- 1977年4月 岡山弁護士会 入会
- 1983年8月 森脇法律事務所 開設
- 1991年4月 岡山弁護士会副会長〔任期1年〕

【著書】

- ・実務医事法講義 [民事法研究会 発行] ー分担執筆ー
- ・トラブルにならない整形外科インフォームドコンセント [金原出版株式会社 発行]
ー分担執筆ー
- ・整形外科診療における 肺血栓塞栓症ー患者救済と法的問題点ー
[ライフサイエンス出版株式会社 発行] ー分担執筆ー
- ・看護師・病院職員のための患者対応Q&A [株式会社ぎょうせい 発行]

【役職】

- ・大原美術館 監事
- ・岡山済生会総合病院 理事
- ・倉敷中央病院 監事
- ・岡山文化芸術創造（岡山シンフォニーホール）監事

MEMO